

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針



宍道みずうみ学園



松江市立宍道小学校

I いじめ防止基本方針

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめの基本認識として、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るという認識の上に立ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、すべての児童にとって魅力ある学校づくりを推進していく。また、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組んでいく。そして、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進める。

II 学校教育目標 想いをもち、力を合わせて 心豊かに たくましく生きる子どもの育成

(自立・協働・創造)

III 学校スローガン

(子どもも教職員も、家庭も地域も、共通ベクトルでそれぞれが主体的に参画できるように)

笑顔かがやく

宍道小学校

～すべての子どもの

可能性を信じて～

宍道小学校の全ての子どもたちが、学校生活を主体的に取り組むことを目指す。

そのために、教職員が切れ目なく支援に取り組む中で、子どもの主体的な姿から、達成感・充実感を得ることができるようにする。

(教職員のチームワーク、同僚性的関係性も重要)

IV めざす子ども像

- 学ぶ意欲を持ち、自分の考え（想い）を持つ子ども
- 自分を 人を 大切にできる子ども
- 最後まで 粘り強く取り組む子ども

V チーム宍道小のスタッフとして（共に学び続け、高め合う教職員として）

【基本姿勢】

人権尊重	全児童・全職員の人格と生命を守る。
同 僚 性	何でも相談し合える同僚性を築く。
誠 実	（誠意ある対応）児童及び保護者からの声を真摯に受け止める。
責 任	職に対するプロ意識を高める。
改 善	「児童の笑顔」のための、自らの職務の改善意識、謙虚な姿勢を持つ。

VI いじめ防止等の取組

1. 基本的な考え方

いじめの防止等の取組は、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめへの対処」について学校・地域・家庭、その他関係機関と連携を密にして、総合的かつ効果的に進めるものとする。

また、被害児童に寄り添うという基本姿勢で臨み、特に重大事態に陥った場合については、いじめ解消後も心身のケアや進学先への引継ぎ等、長期的に取り組むこととする。

2. いじめ防止等の対策のための組織

A 学校いじめ防止対策委員会

学校で起こりうるいじめについて、未然防止・早期発見・早期対応を目指し、全体計画の立案・見直し、本校児童の現状把握からいじめ発生の素地を考える。このことにより、本校のいじめなど、生徒指導上の問題についての基盤となる組織とする。

参加メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、全学年主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
※ただし、重大事態発生時には、学校運営協議会会長、主任児童委員、PTA 会長、S C (スクールカウンセラー)にも参加していただく。

B 校内いじめ対応チーム

いじめ事案ではないかと考えられ時に、実働するチームとする。

参加メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、該当学年主任（※以降学年主任）、該当学級担任（※以降学級担任）

○役割

【未然防止】※主に A 学校いじめ防止対策委員会が対応

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】※主に B 校内いじめ対応チームが対応

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談や通報を窓口として受け付ける。
- ・いじめの早期発見や事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童同士の人間関係に関する悩みを含む）があった時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有及び関係の児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援や加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

※教職員は、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを一人で抱え込まないようにする。また、いじめとしての対応不要であると個人で判断せずに、すべて学校いじめ防止対策委員会に報告・相談する。

※本委員会に集められた情報は、児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

【学校基本方針に基づく取組】※主に A 学校いじめ防止対策委員会が対応

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3. いじめの未然防止

- (1) 教職員のカウンセリングマインドの向上をめざし、指導部を中核とした生徒指導の具体的内容の検討・提案を行い、「にこにこサポート」「スクールカウンセラー」等と連携し、校内体制の充実を図る。
- (2) 道徳教育をはじめとして、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。
- (3) 聞く姿勢や並び方等、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを目指す。
- (4) 「アンケート QU」「くらしのアンケート」等を活かしたより良い学級集団づくりを進める。
- (5) 小中一貫教育の視点から、地域、保護者との連携や異学年の交流、体験的な活動等を計画的に取り入れる。
- (6) 学校だよりやホームページ、PTA 総会、地区懇談会、学校運営協議会等で学校いじめ防止基本方針の周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにする。
- (7) 特別な支援や配慮が必要な児童生徒への対応
 - ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性的指向や性自認等の悩みを抱える児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒等、配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4. いじめの早期発見

- (1) いじめにつながる素地や環境的要因がないか、常に意識・点検し、普段と違う児童の様子や行動に気をつけ、変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している可能性もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめはどこでも起こりうるという認識のもと、「日々の児童への声かけ、つぶやき、表情の観察」「日常的な教育相談及び教育相談週間の運用」「くらしのアンケート」「アンケートQ U」「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」「遅刻・欠席状況集計」等の客観的な資料や、学校内外で見えにくい事案が発生していないか把握するための保護者アンケートも実施し、潜在的ないじめを早期発見する。
- (4) いじめに係るアンケート等にネットいじめに関する質問項目を設け、インターネットを通して行われるいじめの早期発見に努める。
- (5) 過去の不登校傾向や家庭に配慮の必要な児童については、旧担任が引継ぎシートやファイルを作成し、確実に引継ぎが行えるようにするとともに、年度当初の職員会議で共通理解する。
- (6) 保護者からの相談は、担任を中心に管理職・学年主任・生徒指導主任等が窓口となって対応する。
- (7) 学校いじめ防止対策委員会が窓口となり、学校に係る地域の方【登校見守り・読み聞かせボランティア・学習支援ボランティア・学び塾・スクールキッズ・児童クラブ等】の声（気になった児童の様子・言動）に耳を傾けるようにする。

5. いじめへの対処

- (1) いじめの事実があると疑われる時は、早急に校内いじめ対応チームを編成して緊急会議を開き、情報の迅速な共有、被害を受けた児童の保護、関係のある児童への事実確認等の状況把握や対応方針、役割分担について協議し、被害を受けた児童を徹底して守り通す。
- (2) 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握する。該当児童の聞き取り、周囲の児童からの聞き取りに基づき、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、時系列に添いながら事実の記録とともに指導内容も記録する。
- (3) 加害児童に対しては、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で「いじめが社会的に決して許されない行為であること」を指導し、いじめの行為を直ちに止めさせる。
- (4) 保護者への説明は、事実に基づいた記録をもとに迅速に行う。被害児童の保護者には、再発防止への体制について説明し理解を得る。また、加害児童の保護者には、学校の取組や今後の再発防止への体制を説明して理解を得て、今後の児童の関わり方について確認し、家庭と学校で同じ方向性を共有して指導にあたることを明確にする。
- (5) 全教職員に事実を報告し、対応の共有化・適正化を図り、全教職員で解決に向けて支援を行う。
- (6) スクールカウンセラーや養護教諭、医師及び関係機関と連携し、被害児童のメンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- (7) 松江市教育委員会への報告・連絡を早期に図り、生徒指導推進室と密に相談・連絡を取り合って、指導にあたる。状況によっては、学校に入っただき、効果的な指導にあたる。
- (8) 加害児童以外についても、観衆や傍観者の立場にならず、加害行為を黙認しない態度を育成するために集団的な指導を行う。
- (9) 学校として、今後の改善を図る。
 - ① いじめの未然防止や早期発見・早期対応ができるように、「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止年間計画の見直し・確認・職員研修を行う。
 - ② 必要に応じて保護者説明会、意見交換会等を実施して、保護者や地域への説明責任を果たし、家庭教育、社会教育からの指導、応援を強固に推進して、いじめを許さない学校にする。

6. 重大事態への対処 ※「5. いじめへの対処」を基盤とする。

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、松江市教育委員会・生徒指導推進室へ報告する。その上で、松江市教育委員会、あるいは島根県教育委員会からの指示に従い、必要な対応を図る。各機関との連携を図りながら「いじめ対応チーム（学校・PTA・生徒指導推進室・市教委等）」を編成し、組織的な対応をしていく。
- (2) 加害児童に対する指導において、学校だけで十分な教育的効果を上げることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われると認められた場合は、関係機関に相談する等、連携を密に図り対処する。
- (3) 被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに、医療機関、または宍道駐在所、松江警察署に通報し、適切な援助を求める。

7. 地域や家庭との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定に地域推進協議会メンバーに参画いただき、各方面からの意見を参考にして決定する過程を組み込む。
- (2) いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針について各種会合やたより・ホームページでの周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにする。
- (3) 学校へ相談しやすい雰囲気づくりをしたり、いじめ相談窓口（「人権SOSレター」「いじめ相談電話ホットライン」等）の広報を活用したりする。
- (4) いじめへの情報開示が必要な場合、学校運営協議会等の場で説明して理解を得る。

VII いじめ防止体制

- 1 いじめ対応の基本的な流れ（別紙1）
- 2 重大ないじめ事案への対応（別紙2）
- 3 ネット上いじめ事案についての対応（別紙3）

VIII いじめ防止に関わる取組の年間の流れ（別紙3）

令和8年度 宍道みずうみ学園 一貫教育（学園教育）

宍道みずうみ学園の一貫教育

～幼小中一貫教育を基軸にした幼保園と学校、家庭、地域の教育力の向上～

- (1) 各校・園はそれぞれの特色ある教育を進めるとともに、学園で一貫して指導・支援すべき内容を明確化・重点化し、学園の特色ある教育を進める。
- (2) 「幼小中一貫教育」は目的ではなく手段である。それを基軸にして、自校・園や学園の教育課題を改善し、保育活動や学習活動、生活指導、特別支援教育、人権教育、ふるさと教育、キャリア教育等の充実を図る。
- (3) その基本として、幼小中教職員が幼小中15年間の教育課程の構造的理解を通して、子どもの健全な成長を育む教育を目指す。

幼保園と小学校においては「幼小の架け橋期」を土台に置き、幼児教育と小学校教育との学びの連続性を考慮した保育、教育が展開できるよう、見通しある連携・接続を進めていく。さらに、小学校では、子どもたちの成長・発達特性を理解（認識）し中学校で出会う諸課題（進路や生徒指導）を見通した指導・支援を、中学校では、小学校での子どもの育ち（学習や生活）を踏まえた個に応じた指導・支援の充実を図る。

<令和8年度 取組の重点>

多様な他者と協働しながら、

主体的に学び続ける子どもの育成

～発達段階にふさわしい保育・教育を通して～

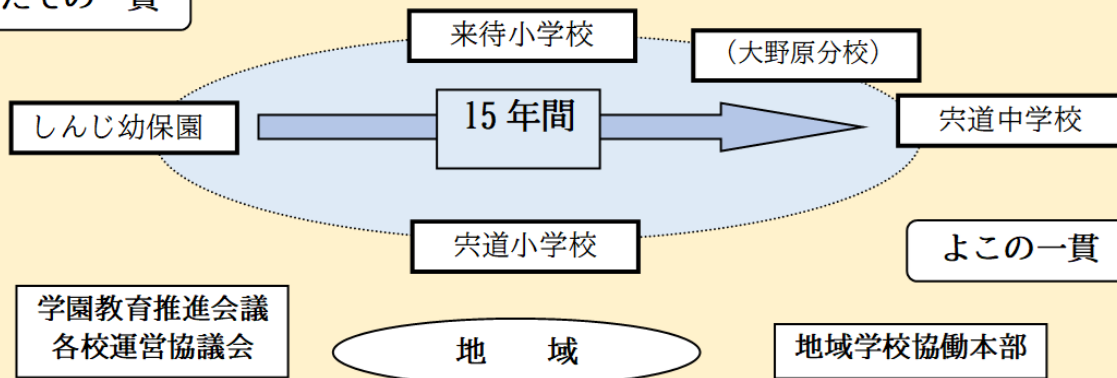
学びに向かう力

- (1) 学びに向かう力の育成と関連づけた取組
- (2) 発達の段階に応じた取組
- (3) ふるさと教育と関連づけた取組
- (4) 社会性の育成と関連づけた取組

生活する力
(自立・自律)

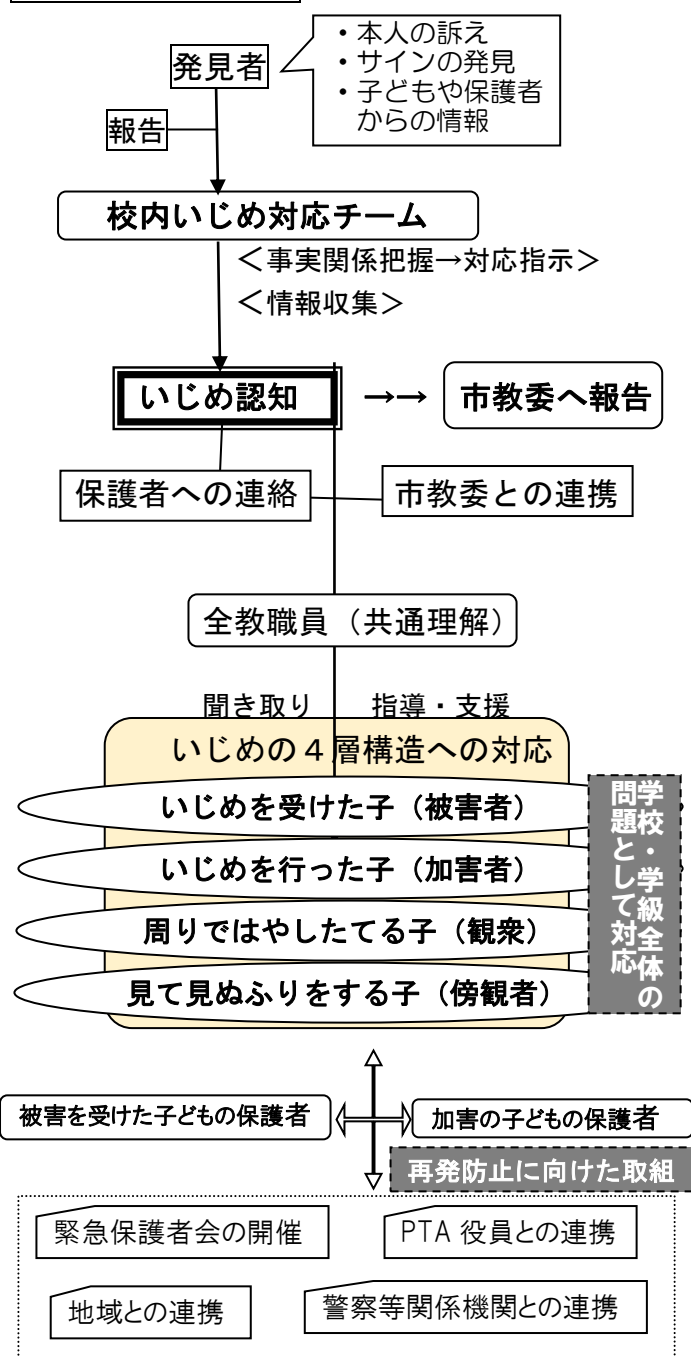
心と体

たての一貫



いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報キャッチ



※学校いじめ防止対策委員会メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、全学年主任
人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
職務

- ・いじめ防止に向けた全体計画の立案・改訂
- ・本校で起きたいじめ事案の考察（年度末）
- ・いじめ等、生徒指導諸問題について未然防止策の考案など

＜ポイント・留意点＞

- ・小さな危機を見逃さない。
- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめにあたるかどうか判断する。
- ・見て見ぬふり対応をしない。
- ・訴えや情報は真摯に傾聴する。
- ・担任一人で抱え込まない。
- ・被害を受けた子どもの立場に立った親身な対応をする。
- ・「あなたを全力で守る」「お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを伝える。

電話でなく、
顔を見て！

◇面談の基本スタンス

- ・「傾聴」「共感的理解」
- ・「適応へのサポート」

◇被害者への基本スタンス

- ・先入観を持たずに聞き、勝手に解釈や批判はしない。
- ・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
- ・保健室や相談室等、危機を回避できる時間、場所を提供する。
- ・話はその子と関係が良好な教職員が対応していく。（チームでの対応）
- ・理詰めで追い詰めすぎない。

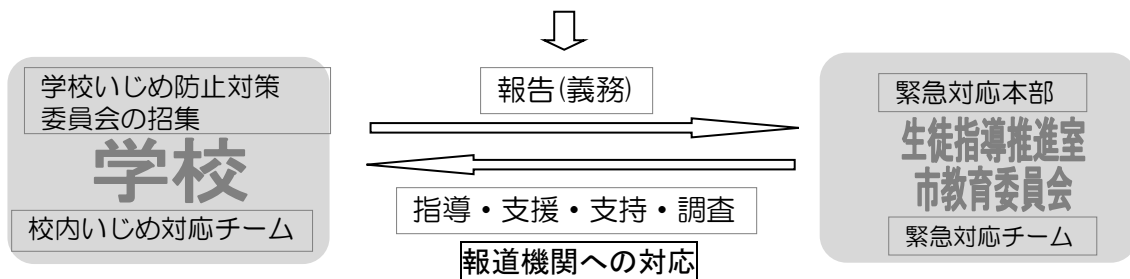
◇把握したい事実関係

- ①いつごろからか
- ②だれがどんな行為をしたか
- ③その時どう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの子どもたちの様子はどうか（基本スタンスを大切にする。）

◇加害者への基本スタンス

- ・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聞く。
- ・気持ちを十分聞く中で自らの行為の不当性に気づかせ、よい方向に導く。

重大事態の認知



相談
(通報)
警察
連携・協力・支援・援助

いじめ対応チームの編成

サポートチーム 学校・PTA・市教委・生徒指導推進室・関係機関

チームでの状況確認と対応方針の確認

事実関係把握のための調査等の実施

いじめ事案対応の基本方針

サポートチームによる指導・支援の展開
(いじめの4層構造に対応)

情報・窓口の一本化

チーム対応

外部対応

学級指導

全体指導

いじめを受けた子(被害者)

いじめを行った子(加害者)

周りではやしたてる子(観衆)

見て見ぬふりをする子(傍観者)

被害児童の保護者

加害児童の保護者

◇いじめられている児童を徹底して
守り通すという姿勢を明示する。

◆家庭と学校と同じ方向性で、再
発防止への指導をしていくこと
を確認し、実施していく。

緊急保護者会の開催

PTA役員との連携

地域との連携

警察等関係機関との連携

いじめ等対応アドバイザーの活用(県との連携)

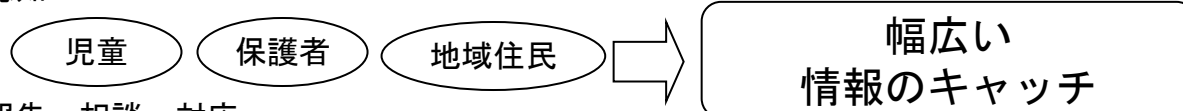
経過観察・支援・対応の継続(日常観察・SC等との連携)

◎未然防止

- ・情報モラルの指導の充実

一度インターネットで拡散してしまった画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。インターネット上の一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上または刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。

◎認知



◎報告、相談、対応

重大事案と同様に警察・市教委・生徒指導推進室への報告・チームによる対応

◎特別な対応

- ◆拡散状況の把握と削除

- ・管理者への削除依頼
- ・プロバイダーへの削除依頼

できない場合は、[島根県警サイバー犯罪対策係へ相談<0852-31-9110>](mailto:0852-31-9110)

いじめ防止に関わる取組の年間の流れ

1 学期

- 4 月 学校・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ、学級開き
個人面談①（全保護者）
- 5 月 こどもを語る会①
- 6 月 アンケート QU①、くらしのアンケート①、校内教育相談週間①
保護者アンケート①
- 7 月 学年ケース会①、地区懇談会、個人面談②（希望保護者）
学校いじめ防止基本方針の見直し・確認
- 8 月 校内人権教育研修

2 学期

- 9 月 児童クラブとの連絡会、学校いじめ防止基本方針の共通理解
- 10 月 こどもを語る会②、くらしのアンケート②
- 11 月 アンケート QU②、校内教育相談週間②、学年ケース会②
保護者アンケート②
- 12 月 個人面談③（全保護者）、学校評価（児童・保護者）、校内人権週間

3 学期

- 1 月 学校評価の検討
- 2 月 くらしのアンケート③
- 3 月 学校運営協議会（学校評価等を活用した取組の見直し）
児童情報の校内引継ぎ、幼小・小中連絡会